

信託を活用した相続実務 目次

【基礎編】 ※体験講座では前半をお話します

第1 信託の基本的な仕組み

1. 信託とは
2. 信託設定により変化する所有権

第2 財産管理・財産承継の各種制度の比較

第3 信託を選択する典型～信託が他の制度より優越する場面

1. 成年後見制度（法定後見）との比較
2. 遺言との比較
3. 贈与との比較

第4 信託を取り扱う際の心得

1. 信託を目的にしない
2. 相談者の希望は、限界なき検証で実現するもの
3. 信託の現場から離れない
4. 信託を意図的に遠ざけない
5. 相談者を数十年支援する覚悟を持つ
6. 民法の世界への安全な帰還

第5 相続アドバイザーとしての信託組成への関わり方

1. 課題の発見と整理
2. 信託を選択した後の、提案の段取り
3. 組成後の支援の形の検討
4. 組成直後の定型支援
*資料；税務関係書類の取得アドレス

【実務編】 ※養成講座本編で触れます

第6 信託口座開設の現状

1. 信託口座に求められる機能
2. 信託口座を開設できる金融機関
3. 金融機関側の準備

第7 信託の税務

1. 信託課税の原則
2. 自益信託の信託課税
3. みなし受益者（特定委託者）の概念

第8 信託契約の検証現場1～信託が正しく機能するか

1. 多くの検証に携わり思うこと
2. 信託実務における司法書士の役割
*資料；不動産登記記録における信託登記の記録例
3. 【事例】家族のコンセンサスと信託法の齟齬

第9 信託契約の検証現場2～信託の出口戦略

1. 【事例】残余財産帰属権利者の物権共有の陥穽

第10 終わりに

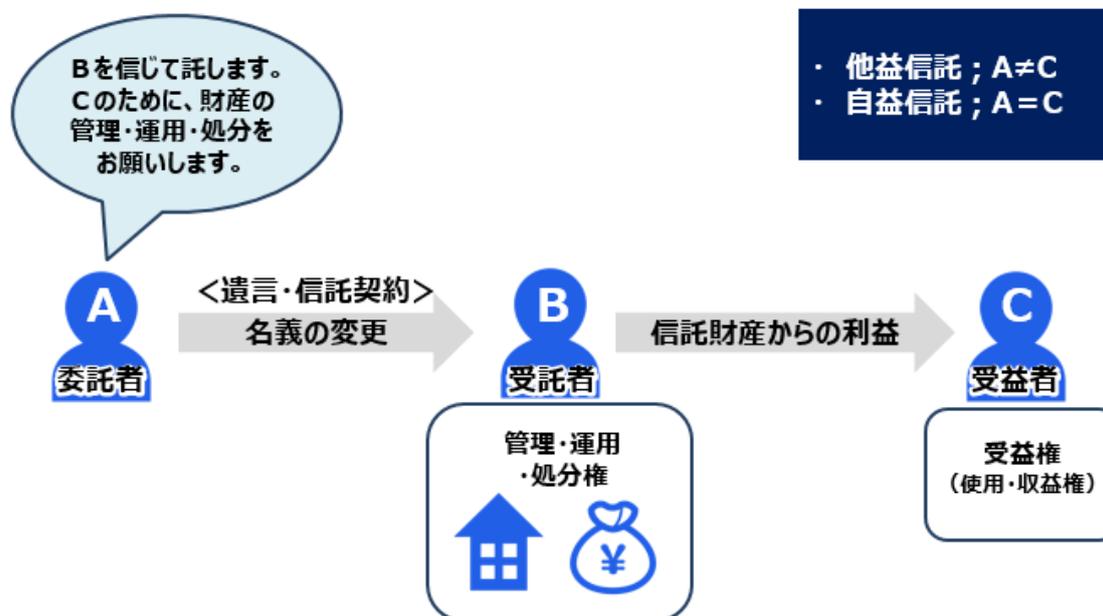
*巻末資料 信託契約書

第1 信託の基本的な仕組み

1. 信託とは

1) 信託の定義

- ◆ 自身（＝委託者）の財産を、
- ◆ 信頼できる人（＝受託者）に託し、
- ◆ 実際の利益を得る人（＝受益者）のために、
- ◆ 特定の目的に従って、管理・運用・処分してもらう、財産管理の手法。



2) 財産承継効果もある【受益者連続型信託】

信託では、受益権を連続して別の者に移転させる設計ができる。

受益者の死亡を契機として移転する設計をすると、遺言では無効とされる後継ぎ遺贈の効果を出すことが可能となる。

👉 アドバイザーとしての説明の要点

このように、**財産管理**の課題と、**財産承継**の課題に同時に対応できる点は、他の制度にはない、信託の大きな特徴である。

2. 信託設定により変化する所有権

1) 所有権にある各機能の分解

所有権が誰に帰属しているのか、所有権は一体どこに行ってしまったのか、については、諸説それぞれの理論背景の元、それぞれの考えがあるが、**所有権としてあった実質的な権利は受益権に変身している**ことは共通している。



信託設定により、所有権の機能が分解され、

- ◎ 管理・処分権は、受託者に、
- ◎ 使用・収益権は、受益者に、帰属する。

日本の法律で、所有権を分解し各機能の単独での存続を許容するのは、信託法のほか、土地区画整理法などごくわずかである。所有権を分解することにより、多角的なスキームが実現可能となる。

cf. 成年後見の場合

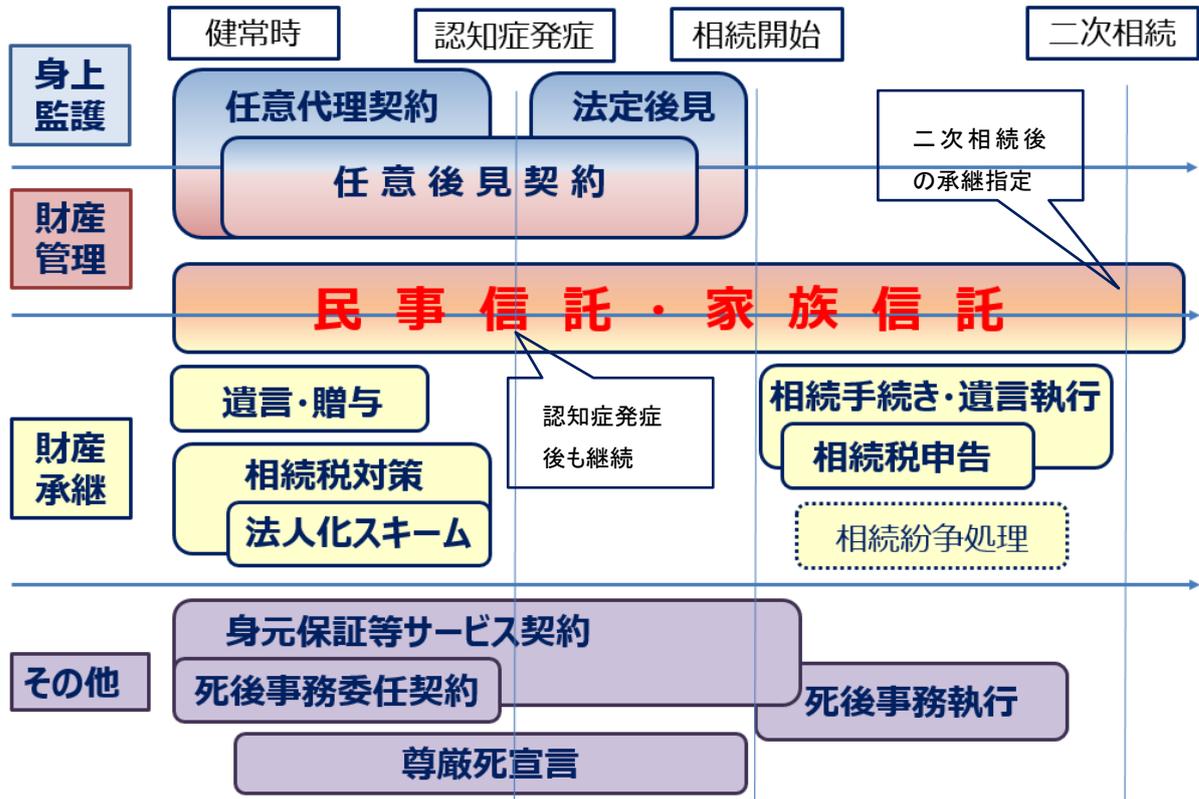


成年後見の場合、所有権は分解されず、成年被後見人に帰属している。

被後見人は、事理弁識能力の衰えにより、管理・処分権が制限されているところ、成年後見人が、本人の管理・処分権にアクセスして行使している状況である。その結果、管理・処分権は、保全を中心とする財産管理など、様々な制限がある。

第2 財産管理・財産承継の各種制度の比較

◎講師のオリジナル配置図



第3 信託を選択する典型 ～信託が他の制度より優越する場面

1. 成年後見制度（法定後見）との比較

1) 成年後見制度（法定後見）の財産管理の欠点【閉塞性】

- ① 後見人ができるのは、本人の財産の保全を最優先とする管理行為。
- ② 監督する家庭裁判所にとっては、形式的に本人のためになるかが重要。家族のためにする要素が濃くなると、元気なときの本人であれば当然にやっていたことさえも、認められない。
- ③ 後見人に誰を選任するかは家庭裁判所の専権事項なので、第三者が就任する余地がある。
- ④ 預金が一定額を超えると、後見制度支援信託（後見制度支援預金）か後見監督人選任の2択を迫られる。

2) 本人の当たり前の想い

たとえば、次のような希望に成年後見制度で応えられるか？

- ① 子どもと一緒に住んでくれるなら、2世帯で暮らしやすいようにする大規模リフォーム工事には、喜んでお金を出したい。
- ② 自宅は売り時を間違わずに処分し、自分の介護や医療にかかる子どもの金銭的負担をなるべく軽くしてやりたい。
- ③ 同じ敷地内に子どもが家を建てる際にローンを組むならば、喜んで担保提供する。
- ④ 預貯金は、子どもや孫が必要な時には積極的に贈与してあげたい。

cf 先に贈与してしまうと・・・

- ① 贈与したら、取り戻せない。
- ② 贈与した不動産が生む家賃も、自分のために使えない。
- ③ 贈与税の問題がついてまわる。
- ④ 贈与財産が自宅の場合、その後の売却時に居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例が使えない。

3) 信託なら、本人の希望に即した財産管理を、託したい相手に託せる。 かつ、税務上の問題が基本的に生じない。

☞アドバイザーとしての説明の要点

なお、勘違いしてはいけないのが、信託で可能となるのは、信託を進めようとしている受託者の希望を叶える財産管理ではない、ということである。**信託で可能となるのは、「本人の希望に即した財産管理」**である。

受託者の希望を叶える恣意的な信託は、信託契約の無効事由となりうるし、みなし贈与の課税リスクがある。

2. 遺言との比較

1) 遺言の限界

いわゆる後継ぎ遺贈の、「自分が亡くなった後は、長男Aに遺産を相続させる。その後、長男Aが亡くなった際は、二男Bの長男（孫）Cに相続させる。」という遺言は無効。

2) 信託なら、二次相続以降の承継方法も決められる。

信託財産の実質的な財産価値がある受益権を、当初はA、A死亡後はB、B死亡後はCへ移転すると定めることで、委託者自らの意思で、承継方法を将来にわたり（※）指定することが可能となる。

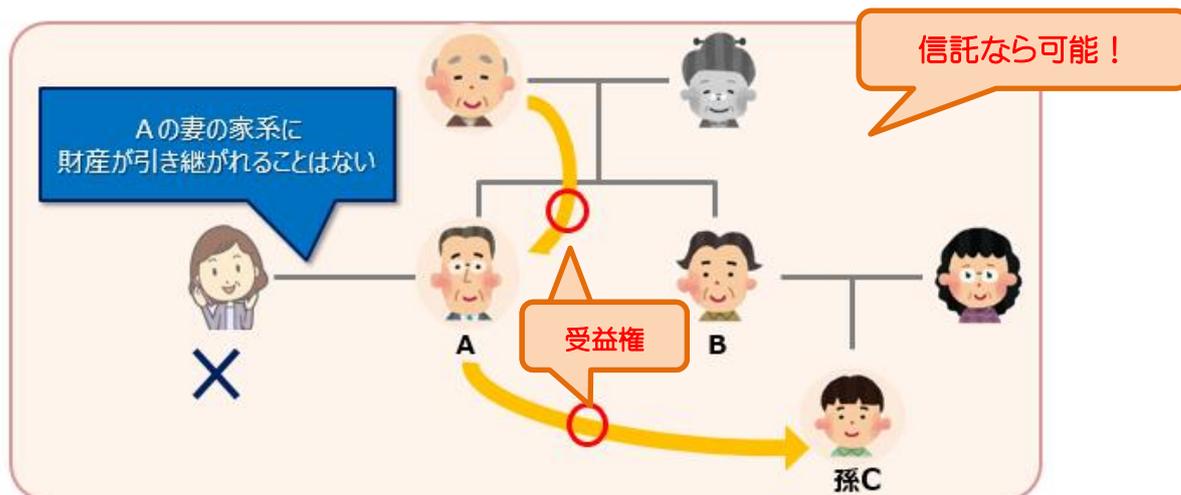
※期間制限あり 信託法第91条

受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託は、当該信託がされた時から三十年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

ア) 長男に子どもがない場合



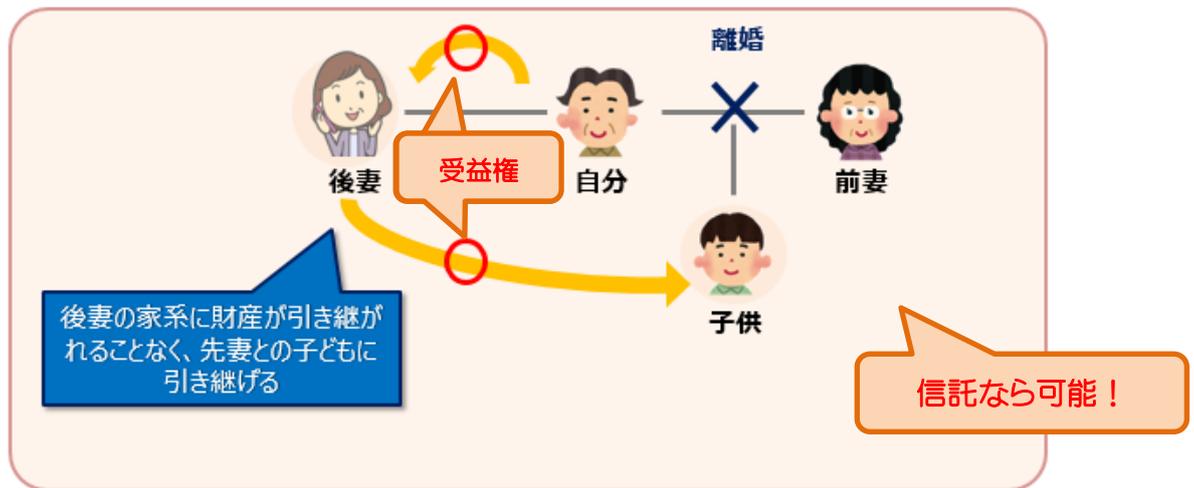
長男に不動産を相続させたいが、子どもがない場合、長男亡き後は嫁の家系に財産が流れるのか？
二男には子がいるが、その子に最終的に相続させるには、私の一存でどうにかなるのか？ 遺言ではそんなこと無理です、と専門家に言われた…



イ) 後妻との間に子供が生まれなかった夫の場合



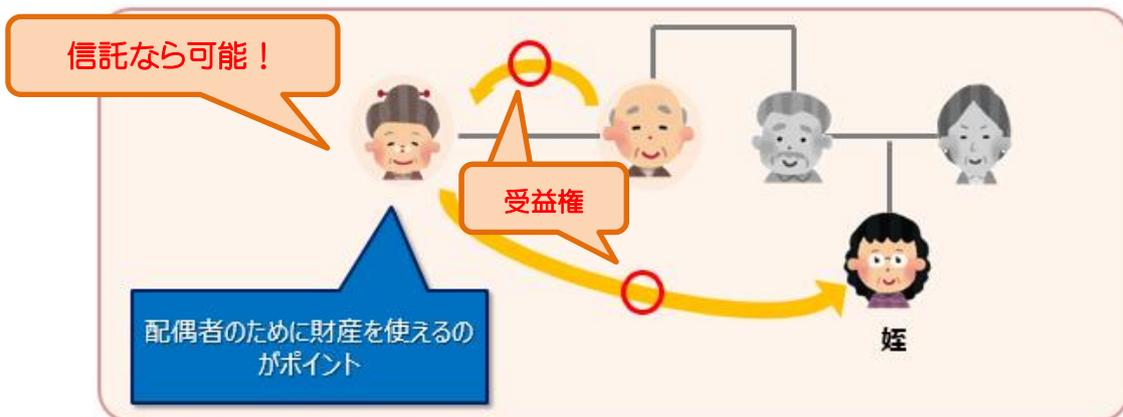
後妻が元気なうちは、収益物件や預貯金を生活の糧にしてやりたい。
後妻亡き後は、先妻との間の子にそれら遺産を引き継いでもらいたいが…
遺言ではそんなこと無理です、と専門家に言われた…



ウ) 認知症の配偶者の生活を、甥姪に支えてもらいたい場合



配偶者はすでに認知症で、自分も高齢なので、財産管理がとても不安だ。
配偶者が生きている間は配偶者に、その後は甥姪に財産を承継させたい。
配偶者はもう認知症なので、遺言を書くこともできないし、それも叶わないか…



3. 贈与との比較

1) 贈与のデメリット

贈与してしまえば、その財産に対する自分の管理・処分権も及ばなくなる。
たとえば、次のような場合に支障がある。

- ① 自社株の財産的価値は今移したいが、議決権はまだ握っていたい。
- ② 受贈者が未成年で、親権者が離婚した元配偶者である。
- ③ 受贈者が浪費家で、一度に多額の財産を贈与したくない。

2) 信託を活用すれば、贈与した後も、管理・処分に自分の意向を反映できる。

贈与の代替として信託を活用する場合、自己信託で組成するが多い。

ア) 自己信託とは

委託者＝受託者として設定する信託を自己信託（信託宣言）という。信託法3条3号では、公正証書等で作成しなければならないなど、その定義づけがされている。

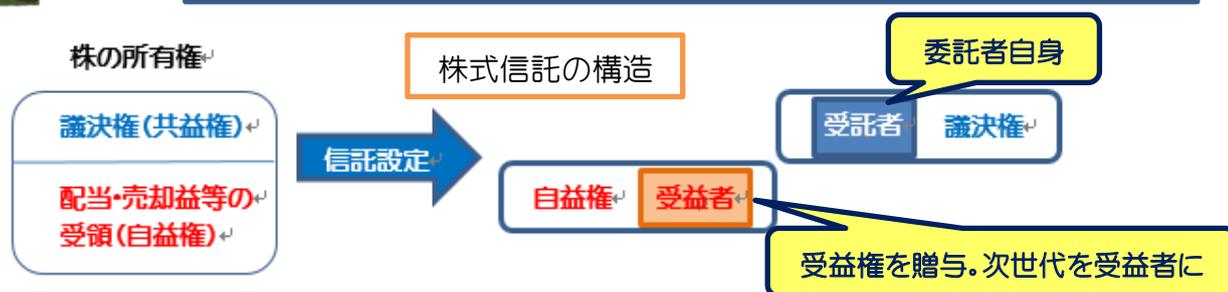
自ら受託者となるので、管理・処分権を自分に残したまま、他益信託で組成すれば、その財産的価値（受益権）を他者に移転することができ、贈与の代替として様々な利用が期待される。

イ) 株価の安い今年、次世代に株の贈与を行ないたい場合

議決権を自分に残しておきたいが、株価の安いうちに財産的価値は移転したい、というように、いいとこ取りができる。



従来、株価がゼロできた我が社だが、今年は飛躍的に業績が向上し、今年の決算が終わり来年度になると株価もかなり上昇する。この機会に、株を息子に贈与したいと思うが、実はまだ息子の経営者としての資質は育っていない…



☞ 信託が、単なる贈与よりさらに優れている点

受益者変更権を設定すること（委託者に変更権を与えるなど）により、

- ① 受益権を譲り受けた後継者が先に死亡した場合
- ② 受益権を譲り受けた後継者が、後継者としてふさわしくなかった場合などに、次の受益者を自分で指定し直すことができる。

このことは、拒否権条項付き種類株式（黄金株）などで対応する種類株式スキームと比較しても、同様の点で優越性があると言える。

第4 信託を取り扱う際の心得

1. 信託を目的にしない

信託は黎明期から普及期に入り出した。

初回相談の際に、相談者が自ら調べて、相談者側から「信託」という語句を使う時代だ。相談者が信託に乗り気なのだから、この際、信託を手がけてしてしまう、信託を経験しておくよい機会だと、信託に取り組みたいばかりに、信託以外の方法で解決できることを、いたずらに信託を組成して、はたしてよいのか？信託ありきで処方する信託は、**相談過誤**にあたる。

2. 相談者の希望は、限界なき検証で実現するもの

お金を払えば、信託に取り組むためのツール（契約書フォーマットを含む）を用意してくれる時代だ。

熟練者に質問できる環境を整備した会員制の団体もある。皆で情報交換し、現場の課題を共有しブラッシュアップしていくのはよいことだ。

ツールのよいところは、ポイントが整理されており、初級者でもそれなりの仕事ができることだ。

しかし、相談者の希望は、事案ごとに変わる。標準化された契約書をベースとして、深い検証なくアレンジし、大事故が起きそうな契約書をよく見かける。相談者の希望を叶えたいとする姿勢はよいが、事故リスクのある信託を組成してしまえば、わかりやすい**相談過誤**だ。

3. 信託の現場から離れない

標準化した契約書を、いたずらに編集する必要はない、とする向きがある。信託の組成に至る工数を減らし、事業として成立させるための工夫だ。専門職自ら関与しなくても、提案パターンを固定し、事務員もできるようにしているところもある（らしい）。経営者・事業家の発想としては優秀だ。

例えば、自宅売却のための、委託者死亡時に終了する信託などは、標準化しやすい。標準化した契約書を用いれば、事務員の手で信託を量産できる。

しかし、相談者独自の希望が細部にあるのに、そこに手当てをしないまま（相談者にその部分はあきらめてもらい）、フォーマットを適用するのはどうだろう。これも**相談過誤**だ。

信託業務を開拓したトップが、仕組み化した後、現場を離れてしまうと、こういうことが起こりうる。希望を反映しないフォーマット信託、検証なきアレンジ信託、いずれも相談過誤だ。こうした信託が量産される土壌は、危惧している。

信託は手作りの要素が強く、トップが信託の現場から離れては成立しない。

4. 信託を意図的に遠ざけない

信託は勉強すればするほど、難解で、負担も大きく、そしてリスクもある業務であることがわかる。しかし、専門職（アドバイザー）側がそれを恐れ、信託が必要な相談者に対し信託を処方できないのは、**相談過誤**にあたる。

信託を勉強し、正しく恐れ、信託の先達者の支援を受けながら取り組むべきである。

5. 相談者を数十年支援する覚悟を持つ

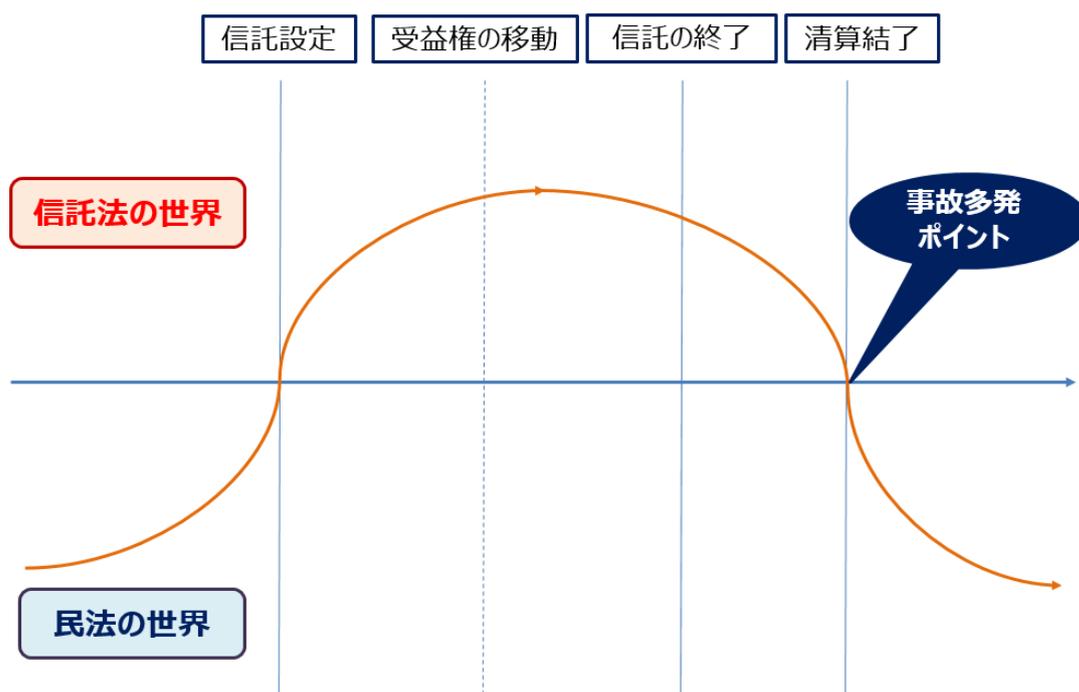
信託は組成して終わり、ではない。向こう数十年の相談者家族の人生と生活を支え、信託の目的が達成できるように伴走する覚悟が必要である。

組成後のフォロー業務の構築ができていない者は、信託を組成してはいけな
い。組成件数の量を誇ることも、組成報酬の金額を誇ることも、そのようなお粗
末さがあるとしたら、何の意味もない実績である。

6. 民法の世界への安全な帰還

相談者に信託を処方し、組成に関わるとは、民法の世界で生きてきた相談者家族を、信託の世界に連れていくことを意味する。

組成に携わった者（アドバイザー）の責務として、安全に、相談者を民法の世界に帰還させなければならない。



第5 相続アドバイザーとしての信託組成への関わり方

1. 課題の発見と整理

1) 課題の発見

ア) 属人的な課題

- ① 身上監護
- ② 財産管理
- ③ 財産承継
- ④ その他
- ⑤ 生活設計

イ) 財産から派生する課題

- ① 測量と境界
- ② 不動産価値の把握
- ③ 相続税の見込み
- ④ 生活設計（財産僅少を含む）

2) 課題に有効な対策の整理

ア) 信託の優位性の発見

- ① 成年後見制度の財産管理の窮屈さへの手当ては必要か
- ② 贈与してしまうのは、終局的解決として不適か
- ③ 遺言では実現できない承継方法を望むか

イ) 他の制度でもベターと言えるか

- ① 今回の相談者環境においては法定後見でも目的は達成できるのではないか。
- ② 任意後見により後見人を確定することだけしておけば、後見制度における財産管理でも不都合はない
- ③ 遺言により、当代死亡時までの承継方法を定めれば、とりあえずは充分。

2. 信託を選択した後の、提案の段取り

1) 組成コンサルティングの要素を知る

ア) 対人業務

- ① 課題の発見・提案とクロージング
- ② 相談者及び相談者側関係者との面談、説明
- ③ 信託インフラ（金融機関を中心に）との折衝
- ④ 組成直後の受託者支援

イ) 技術的業務

- ⑤ 信託スキームの策定
- ⑥ 信託契約書の作成
- ⑦ 税務リスクの検証
- ⑧ 後続登記・法務リスクの検証

ウ) 手続き業務

- ⑨ 公正証書化の支援
- ⑩ 信託の不動産登記
- ⑪ 信託口座開設の支援

3. 組成後の支援の形の検討

- 1) 信託監督人に就任する（信託法第 131 条～）
- 2) 受益者代理人に就任する（信託法第 138 条～）
- 3) 信託事務の処理の代行を受託する（信託法第 28 条）

★本講座では口頭での概略説明のみ

☞アドバイザーとして信託に取り組むには

組成の段取りを把握し、必要なパートナーを検討する。

経験のないアドバイザーが一人でやりきるのは不可能だ。

その際、パートナー選びも慎重にされたい。要となる司法書士は特に慎重に選ぶこと。

また、組成後の支援の形は、相談者とのやり取りの中で決定しておき、定期的に連絡を取り合える関係を、当初より想定しておくのがよい。

4. 組成直後の定型支援

1) はじめに

信託は、財産管理と財産承継の課題を同時に克服できる、と言っても、その根っこは「**財産管理制度**」である。はじめて成年後見人に就く一般の方が戸惑うように、受託者は一様に戸惑う。そこでまず必要なのは、**受託者としての財産管理方法の支援**である。

2) 日常的に必要な帳簿作成指導

- ① 業務日誌
- ② 信託取引の記帳帳簿（現金出納帳等）
特に金銭については、分別管理のための専用口座をどのレベルで準備できた

かにより、帳簿作成の密度は異なる。

- i) 信託口座 又は 信託口座
- ii) 個別に用意した、受託者名義の普通預金口座
- iii) 個別に用意した、受益者名義の普通預金口座

3) 税務署提出書面

- ① 信託に関する受益者別（委託者別）調書・同合計表【受託者が提出】
信託の効力が生じたとき、受益者等が変更されたとき、信託が終了した場合などに提出する。（相続税法第 59 条第 2 項）

*** 提出期限；受益者の変更事由が生じた日の属する月の翌月末**

<ポイント>

- i) 自益信託の組成時は不要。
- ii) 信託終了時に、最後の受益者と帰属権利者が一致するケースも不要。
- iii) 他益信託でも、信託に関する権利または信託財産の価額が 50 万円を超えなければ不要。

iv) 実務上問題となる場面

受益者連続型信託において二次受益者が受益権を取得したときで、当初受益者が亡くなった月の翌月末には提出しなくてならない。

- ② 受益者別の信託の計算書・同合計表【受託者が提出】
信託財産に帰せられる収益の額の合計額がその年に 3 万円を超える場合に、委託者及び受益者の氏名、信託の期間および目的、信託に係る資産及び負債の額、信託財産に帰せられる収益および費用の額、受益者に交付した信託利益、受託者の報酬などを記した当該計算書を提出する。（所得税法第 227 条）

*** 提出期限；毎年 1 月 31 日**

<ポイント>

- i) 収益不動産ではない不動産の信託では不要。
- ii) 内容は受益者別の確定申告とほぼ変わることはないが、一般の確定申告時期より相当早いのが特徴

4) レクチャー

- ① 信託の計算（信託収益・信託費用・積立て・信託元本）
- ② 確定申告（信託勘定の決算、その貸借対照表・損益計算書等の報告書の作成）
※「受益者別の信託の計算書」の提出が先！

* 参考資料のダウンロード先

信託に関する受益者別（委託者別）調書合計表

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hotei/000601/pdf/32-2.pdf>

信託に関する受益者別（委託者別）調書

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/h28/23100063-01.pdf>

信託の計算書

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/h28/23100054-01.pdf>

信託の計算書合計表

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hotei/000601/pdf/25-2.pdf>

☞ フォローがトラブルを予防する

信託組成に関わる訴訟が起きていると聞く。

信託を組成しなくても課題は解決できたものであったり、信託を組成して予期しない課税を受けたり、遺産の先取りの目的の信託に対し蚊帳の外だった相続人が憤ったり、様々な理由が考えられる。

いずれにしても、**きちんとフォローをして、依頼者の環境変化に寄り添い、心を汲んでいれば、訴訟に発展しなかった可能性は高い。**

フォローは、依頼者と伴走するためのものであり、かつ、アドバイザーの身を守るものでもある。